遺言・相続 講演会＆相談会

相続が心配な方、遺言書を書いてみたい方はぜひご参加を！



相続登記は「しなくてもよい手続」から
「しなければならない手続」へ。
令和６年から、不動産を相続したことを
知った日から３年以内の登記が義務となりました。
大切な財産とご家族の安心を守るために
遺言書を活用した相続対策を今から始めませんか。

開催日時
11/29
（日曜日）
13時～

参加無料・事前予約制

会　場

静岡県司法書士会館
場所：静岡市駿河区稲川１－１－１
静岡駅南口から徒歩５分（地図は裏面）

プログラム

講演会 13:00～15:20　定員80名

第１部　遺言制度　（講師　静岡公証人合同役場 池邊光彦 公証人）
第２部　自筆証書遺言書保管制度（講師 静岡地方法務局遺言書保管官）
第３部　相続・遺言の基礎知識　（講師　静岡県司法書士会司法書士）

相談会 15:30～16:55 定員21組(1組3名まで各25分)

相談１　相続・遺言関係　（相談員　静岡県司法書士会司法書士）
相談２　自筆証書遺言書保管制度関係　（相談員　静岡地方法務局職員）

申込方法

お電話又は二次元バーコードから事前にご予約ください。
①参加者氏名　②電話番号　③講演会・相談会の参加希望(両方も可)
④相談会参加の方は相談１・相談２のいずれか

予約受付期間

令和８年11月　2日（月）午前９時から
11月13日（金）午後５時まで
定員に達し次第、受付を終了します。

スマホで簡単申込

予約フォーム

問合せ・申込先

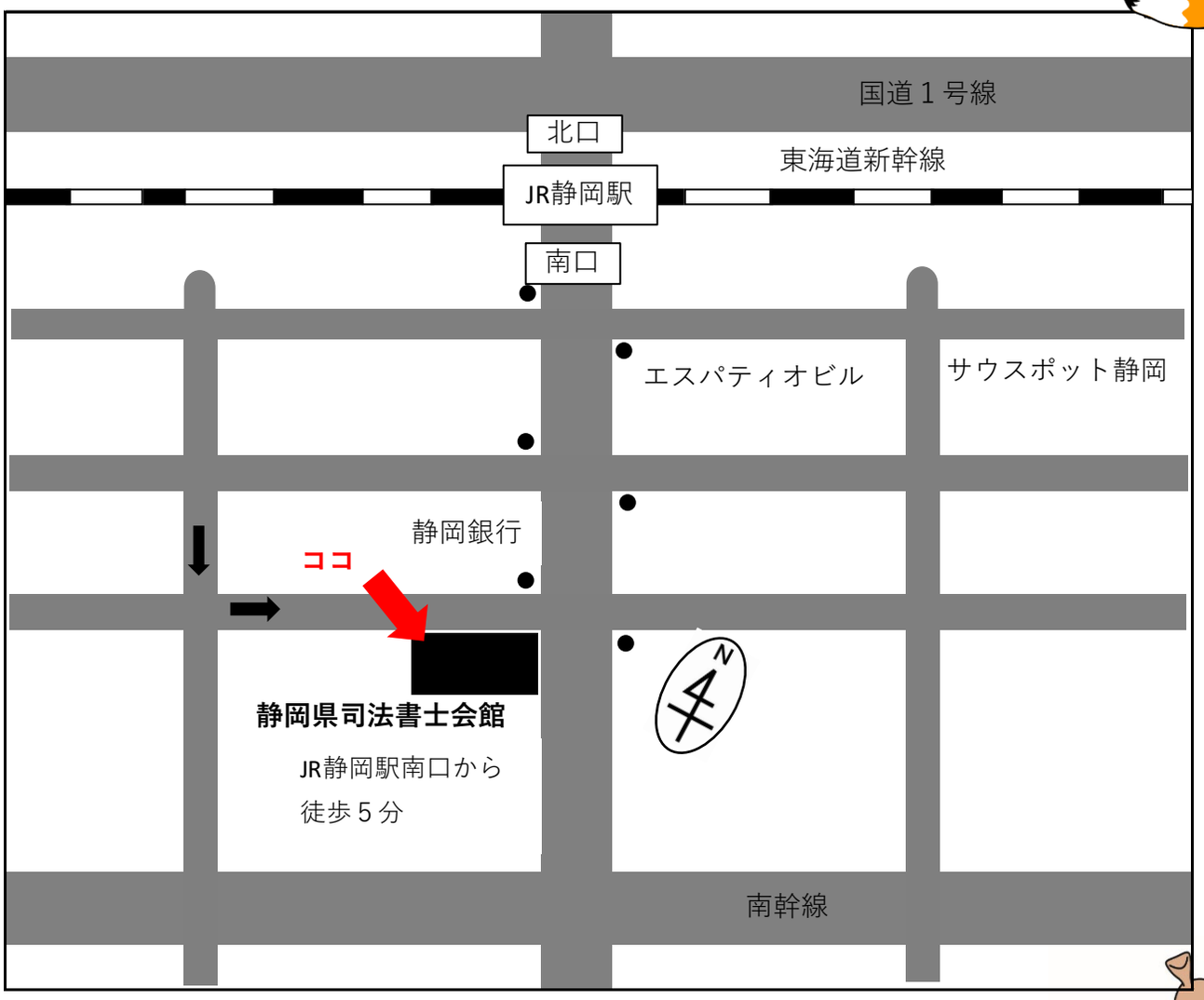
静岡地方法務局総務課　TEL 054－254－3555
予約受付は午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）

主催：静岡地方法務局　共催：静岡公証人会・静岡県司法書士会

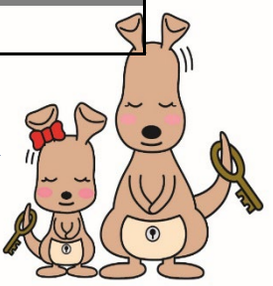
会場　静岡県司法書士会館



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



駐車場がありませんので、
会場までは交通機関を御利用ください。



遺言書ほかんガルー

遺言や相続の手続、制度に関しては、ホームページでもご案内しています。

法務局

静岡地方法務局ホームページ
（相続登記義務化・自筆証書遺言書保管制度・法定相続情報証明制度・相続土地国庫帰属制度など）

公証人

静岡公証人合同役場ホームページ

司法書士

静岡県司法書士会ホームページ